

第4章 基本目標別の内容



基本目標 1	人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現	1 人権を なくそう	4 質の高い教育を みんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	10 人々の公平な 機会を なくそう	11 気候変動に 適応しよう	16 平和と公正を すべての人に
基本目標 2	あらゆる分野における女性の活躍の促進	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 質の高い 経済成長				
基本目標 3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5 ジェンダー平等を 実現しよう	8 質の高い 経済成長				
基本目標 4	安全・安心な暮らしの実現	10 人々の公平な 機会を なくそう	11 気候変動に 適応しよう	16 平和と公正を すべての人に			

基本目標 1

人権尊重と男女平等を基本とした 男女共同参画社会の実現



【現状と課題】

市民一人ひとりが、性別にかかわらずお互いを認め合い、尊重するためには、家庭、地域学校、職場等あらゆる場において、「男らしさ」「女らしさ」といった社会的につくられた性であるジェンダーに縛られることなく、「自分らしく」生きることができ、かつ、男女平等の意識を持って対等に社会に参画していくことが必要です。

近年、在住外国人の人口が国、県及び市において過去最高で推移しており、国際的水準での人権尊重がますます重要となっています。

また、性の分野においては、全ての国民はその性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであり、性の多様性に寛容な社会の実現が求められています。

2024（令和6）年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）の結果では、「社会全体における男女の地位が平等である」と答えた人は、全体の16.7%と少ない状況にある一方で、「男性が優遇」「やや男性が優遇」と感じている人は、74.5%と依然として高く、また、家庭生活における役割分担に関する質問については、家事・育児の多くの項目で、「主として妻」と答えた人の割合が最も高い結果となっており、男女の不平等観、固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が大きな課題となっています。

ハラスメントやDV被害についての調査では、「自分が受けた」と回答した割合は前回調査時よりも増加傾向にある中、36.6%の方が、どこ（誰）にも相談しなかったという結果となっており、人権に関する意識の醸成や相談体制の充実等、より一層の取り組みが重要となっています。

また、70.6%の人が性的マイノリティ（性的少数者）の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと「思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答しており、市民への性的マイノリティの方々に対する理解増進など、今後もダイバーシティ社会の実現に向けた取り組みが求められています。

施策の方向性1**男女共同参画意識の普及・啓発****基本指標**

項目	現況値	目標数値 (2033年度)
広報誌等を用いた男女共同参画の広報・啓発の回数【ダイバーシティ推進課】	1回 (2024年度実績)	年10回
男女共同参画センターの会議室等の稼働率【ダイバーシティ推進課】	43.3% (2024年度実績)	80%
「社会全体における男女の地位が平等である」と考える人の割合【ダイバーシティ推進課】	16.7% (2024年度市民意識調査)	モニタリング指標

基本施策1**男女共同参画の意識づくりの推進と広報**

市民一人ひとりが、性別や固定的な役割分担意識にとらわれることなく、「自分らしく」その能力を発揮できる「男女共同参画のまち 郡山」の実現に向け、「男女共同参画」に対する理解を深めるための学習機会の充実を図るとともに、その視点に立った社会制度や慣行の見直しにつなげていくための広報を積極的に行います。

具体的取組	担当課
男女共同参画に関する学習機会の提供及び啓発	ダイバーシティ推進課
男女共同参画推進のための広報	ダイバーシティ推進課
地域における女性学級等の開催	生涯学習課

基本施策2**男女共同参画センター（さんかくプラザ）の拠点機能の強化・利用促進**

市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するため、本市の男女共同参画の拠点施設である「男女共同参画センター」の機能強化や事業内容の周知を行い、施設認知度や利用率の向上を図ります。

具体的取組	担当課
男女共同参画センター機能の強化	ダイバーシティ推進課
男女共同参画センターにおける学習機会の提供	ダイバーシティ推進課

施策の方向性2

ジェンダーに敏感な視点に立つ男女平等教育

基本指標

項目	現況値	目標数値 (2033年度)
学校や保育所等における男女平等教育を推進するための啓発回数【ダイバーシティ推進課】	0回 (2024年度実績)	年5回
男女共同参画出前講座「さんかく教室」の開催回数【ダイバーシティ推進課】	12回 (2024年度実績)	年20回
「家庭生活における男女の地位が平等である」と考える人の割合【ダイバーシティ推進課】	33.2% (2024年度市民意識調査)	50%

基本施策1

男女平等の視点に立ったジェンダーにとらわれない教育の推進

男女平等の視点に立ったジェンダーにとらわれない教育を幼児期・学童期から行うことで、ジェンダーに敏感な視点の浸透を図ります。

具体的取組	担当課
学校や保育所等におけるジェンダーに敏感な視点の浸透	ダイバーシティ推進課 保育課 学校教育推進課
男女平等意識を高める学校教育の推進	学校教育推進課
男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	学校教育推進課

基本施策2

家庭・地域における学習機会の充実

男女平等の視点に立った生涯学習の大切さについての意識をさらに広めていくため、家庭・地域における多様な学習機会を選択できるよう各種講座の実施や情報提供の充実を図ります。

具体的取組	担当課
男女共同参画に関する地域や家庭での教育の推進	ダイバーシティ推進課 生涯学習課
男女共同参画を推進する人材の育成	ダイバーシティ推進課

施策の方向性3

人権を尊重する意識の醸成と環境づくり

基本指標

項目	現況値	目標値 (2033年度)
人権意識を高揚するための啓発人数【ダイバーシティ推進課】	5,250人 (2024年度実績)	5,500人
講座開催などによる性的マイノリティへの理解促進に向けた啓発人数【ダイバーシティ推進課】	704人 (2024年度実績)	1,000人
人権に関する研修会の内容の理解度【ダイバーシティ推進課】	94% (2024年度実績)	90%以上
「性的マイノリティの方々にとって生活しやすい社会」と考える人の割合【ダイバーシティ推進課】	70.6% (2024年度市民意識調査)	50%
多文化共生に係る研修会、出前講座等の参加者数【ダイバーシティ推進課】	250人 (2024年度実績)	550人

基本施策1

人権を尊重する意識の浸透と学習機会の充実

基本的人権に対する正しい理解の浸透を図り、人権意識の高揚を図るため、学習機会の提供に努めるとともに、様々な機会や媒体を通じて、広報・啓発活動の充実を図ります。

具体的取組	担当課
人権意識の高揚を図るための広報・啓発活動の充実	ダイバーシティ推進課
人権に関する学習機会の提供	ダイバーシティ推進課
誰もが「自分らしく」生きることができる環境づくり	ダイバーシティ推進課 生涯学習課

基本施策2

国際人権規範等の取入れと国際理解・交流の推進

国際水準での人権尊重意識の普及・啓発を図るとともに、男女共同参画の視点からも性別、国籍、民族などを問わず多様な文化を認め合い、相互に理解し合うことができるよう国際理解に関する学習機会を提供し、多文化共生の推進を図ります。

具体的取組	担当課
国際理解に関する学習機会の提供	ダイバーシティ推進課 中央図書館
多文化共生の推進	ダイバーシティ推進課

基本施策3**性の多様性を尊重する社会への環境整備**

性自認や性的指向などの性に関する固定観念や偏見により、困難な立場に置かれている人々の人権が尊重されるよう、教育や啓発活動を推進し、誰もが人格と個性が尊重され、共生できる社会の実現を目指します。

具体的取組	担当課
性的マイノリティへの理解を促進するための啓発	ダイバーシティ推進課
学校教育における性教育の充実	学校管理課
命の大切さ、いじめの解消、性差別の解消などの教育の推進と就学支援対策	学校教育推進課
性別に関係なく快適に利用できる施設整備の推進	関係各課



【現状と課題】

すべての市民が、年齢や性別にかかわらず社会の対等な構成員として、お互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で一層活躍していくためには、職場、家庭、地域における男女共同参画を推進することが必要です。

2015年には女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が公布され、国、地方公共団体、事業主それぞれが主体となって、男女の均等な雇用機会の確保や女性の意思決定過程への参画等に向けたさまざまな取り組みを行っています。

しかしながら、2024年に実施した「市民意識調査」によると、女性の就業割合は、30代が83.7%、40代が85.6%と前回調査時より上昇傾向にあり、結婚、出産等を契機として女性が離職することによるいわゆる「M字カーブ」解消されつつある一方で、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆるL字カーブが、全国的に課題となっており、男女間賃金格差の是正に向けた取り組みが必要となっています。

また、政策や方針を決定する場における女性の参画促進についても、さまざまな分野において、男女の意見が等しく反映されることは非常に重要です。「市の審議会、委員会等の女性委員登用率」は、目標値40%に対して、2025年4月1日現在で33.8%と年々上昇傾向にはありますが、男女間の実質的な機会の平等の担保や、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していくためにも、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に共同して参画する機会の確保や女性の参画拡大の継続的進展は、ますます重要になっていくことから、女性の登用率向上に向けたなお一層の取り組みが必要です。

施策の方向性1

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

基本指標

項目	現況値	目標値 (2033年度)
市県民税の男女の平均課税額の差 【ダイバーシティ推進課】	110,956円 (2024年度課税)	男女の差を 5%減らす
男女共同参画推進事業者表彰の受賞者数(累計) 【ダイバーシティ推進課】	78事業者 (2024年4月1日現在)	120事業者

基本施策1

性別にかかわらず誰もが能力発揮・活躍できる環境づくり

あらゆる職域において、性別により差別されることなく、適正な評価のもと能力が発揮できる環境づくりをさらに推進します。

具体的取組	担当課
公共事業における女性の雇用促進	契約検査課
事業者への男女平等に関する啓発	ダイバーシティ推進課
学生等への就職支援	産業雇用政策課

基本施策2

女性活躍推進法及び労働関係法令の周知・啓発

女性の活躍推進や労働条件の改善等を図るため、市ウェブサイト等を通じて、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児休業法等の法律の周知・啓発に努め、雇用環境のさらなる改善を推進します。

具体的取組	担当課
女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、最低賃金法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知・啓発の推進	契約検査課 ダイバーシティ推進課 産業雇用政策課

施策の方向性2**意思決定過程への女性の参画促進****基本指標**

項目	現況値	目標値 (2033年度)
審議会・委員会等の女性委員登用率【ダイバーシティ推進課】	33.8% (2024年4月1日現在)	40%
市職員の管理的地位に占める女性の割合【人事課】	18.4% (2024年4月1日現在)	未定
民間企業における管理職に占める女性の割合	—	モニタリング指標
町内会長等における女性の割合	7.4%	モニタリング指標

基本施策1**政策・方針決定過程への女性の参画促進**

政策や方針を決定する場において、男女それぞれの意見が等しく反映されるよう、公的分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

具体的取組	担当課
市の女性職員の積極的な管理職登用	人事課
市の審議会、委員会などの政策・方針決定過程への女性の参画促進	ダイバーシティ推進課
市政への参画意識の啓発	広聴広報課 ダイバーシティ推進課

基本施策2**企業・団体・地域における女性の参画拡大**

企業・団体・地域などにおいて、ジェンダーに基づく役割分担などを解消し、すべての市民が性別にかかわらず参画できるよう、男女共同参画意識のさらなる普及、啓発に努めます。

具体的取組	担当課
協働のまちづくり推進事業	市民・NPO活動推進課
ジェンダーに基づく役割分担の見直し	ダイバーシティ推進課
事業者等に対する男女共同参画の普及・啓発	ダイバーシティ推進課

施策の方向性3

女性人材の育成と多様なチャレンジへの支援

基本指標

項目	現況値	目標値 (2033年度)
創業支援事業計画に基づく女性の支援者数（累計） 【産業雇用政策課】	2,333人 (2024年度までの実績)	2,500人
20～40代の女性の就業割合【ダイバーシティ推進課】	75.8% (2024年度市民意識調査)	80%
ICT関連講座の受講者の理解度	—	80%

基本施策1

あらゆる分野に参画し責任を担うことのできる女性人材の育成

女性があらゆる分野に参画し、責任を担うことができるよう、女性に対する学習機会を提供し、リカレント教育や就労促進に向けた支援を推進するとともに、各々のライフスタイルにあった多様なチャレンジを支援します。

具体的取組	担当課
女性のエンパワーメントやキャリアアップ意識の向上	ダイバーシティ推進課 産業雇用政策課
女性の創業支援の推進	産業雇用政策課
女性人材育成のための学習機会の提供	人事課 ダイバーシティ推進課

基本施策2

女性活躍のための環境整備や女性デジタル人材育成などの経済的自立の促進

女性の活躍と経済的自立が促進されるよう、DXの活用など結婚、出産を経ても働き続けることができる環境の整備や女性のデジタルスキル習得をはじめとした就労継続のための学習機会の提供・支援をします。

具体的取組	担当課
女性の就労継続を支援するための情報提供の充実	ダイバーシティ推進課
女性デジタル人材育成のための学習機会の提供	ダイバーシティ推進課
女性の再就職など就労促進に向けた支援	産業雇用政策課



【現状と課題】

仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、個人にとって生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、介護、地域でのつながりなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、それぞれの充実があってこそ、一人ひとりの暮らしが豊かなものになります。

しかしながら、2024年に実施した「市民意識調査」における「仕事と生活の調和」の理想については、『「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をすべてバランス良くおこなう』と回答した人が34%と最も多かったものの、現実には、『「仕事」を優先』と回答した人が27%と最も多く、理想と現実には大きな開きがあることがわかりました。

市民一人ひとりが生きがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすだけでなく、誰もが家庭や地域生活においても参画することができるよう、その両立を支援するとともに、各々の現実が一步でも理想に近づけることができるよう仕事と生活の調和の推進を積極的に図ってまいります。

施策の方向性1

仕事と生活の調和に向けた環境の整備

基本指標

項目	現況値	目標値 (2033年度)
仕事と生活の調和に関する理想の回答と現実の回答の差 【ダイバーシティ推進課】	28.0% (2024年度市民意識調査)	10%以内
市の男性職員の2週間以上の育児休業取得率 【人事課】	76.9% (2024年度実績)	85%
郡山市内の事業所における男性の育児休業取得率	—	モニタリング指標
国基準待機児童数【保育課】	78人 (2025年3月31日現在)	30人
認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会参加団体数【地域包括ケア推進課】	126団体 (2024年4月1日現在)	150団体

基本施策1

仕事と生活の調和の考え方の普及

市民一人ひとりが、豊かで充実した生活を実感できるよう、市が率先して、仕事と生活の調和の考え方の普及に努め、家庭における男女共同参画を推進します。

具体的取組	担当課
仕事と生活の調和を推進するための普及・啓発	人事課 ダイバーシティ推進課 産業雇用政策課
男性に家事、育児、介護等の参画を促進するための啓発	ダイバーシティ推進課

基本施策2

育児・介護にかかる社会的支援の拡大

仕事と生活の調和の推進を図るため、育児、介護休業が取得できる環境づくりと取得後の職場復帰がしやすい環境整備を推進するとともに、仕事と育児、介護（ダブルケアを含む。）の両立のため、子育て支援及び介護支援の充実を図ります。

具体的取組	担当課
地域、職域における子育て支援の充実	産業雇用政策課 ダイバーシティ推進課 保育課 中央図書館 中央公民館
安心して介護できる環境づくりの推進	産業雇用政策課 健康長寿課 地域包括ケア推進課 介護保険課

施策の方向性2

多様な働き方の推進

基本指標

項目	現況値	目標値 (2033年度)
多様な働き方に関する情報提供・啓発実施事業所数 【産業雇用政策課、ダイバーシティ推進課】	3,000件 (2024年度実績)	年3,500件

基本施策1

多様な働き方を認め、誰もが共同して働き続けるための環境づくり

性別や年齢にかかわらず、誰もが自分の意思によって多様な働き方が、選択できるよう普及啓発に努めます。

具体的取組	担当課
事業主等に対する情報提供・啓発(経営者等の意識改革)	産業雇用政策課
男性の意識と職場風土の改善促進等、女性の職域拡大の推進	ダイバーシティ推進課

基本施策2

ICT等を活用した新しい働き方、暮らしの普及

仕事と生活のバランスを改善するため、ICTを活用したテレワークの導入など、新しい働き方、暮らしの普及啓発に努めます。

具体的取組	担当課
多様な働き方に関する情報提供と普及促進支援	産業雇用政策課 ダイバーシティ推進課

**【現状と課題】**

生涯を通じて、安全に安心して暮らせる環境づくりは、市民生活において大変重要なことです。近年の地球温暖化や地震等の自然災害、感染症拡大の影響等により、新しい生活様式やテレワークの増加など人々の生活は大きく変化しつつあります。

生涯にわたり健康で生きいきと暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが大切です。男性も女性もお互いの身体的特質を理解、尊重し合って生活することは、男女共同参画社会の前提となるものです。特に、女性は妊娠・出産、女性特有の疾患を経験することや、「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」における女性の自己決定権の尊重など、性差に応じた留意が必要です。

2024年4月には、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律では、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう、とされており、本計画における支援対象者の定義も同様とします。本市においても、新たな法の下、困難な問題を抱える女性への支援について取組みを進めていく必要があります。

女性に対する暴力も年々、多様化、深刻化する傾向にあり、デジタル化の進展、SNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、被害の多様化や被害者の若年層化も進んでいます。

特に、ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー、性暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の固定的役割分担意識や社会的地位の格差などがあるとされ、男女共同参画社会の実現に向けて、解消しなければならない大きな課題のひとつとなっています。

さらには、児童や障がい者、高齢者に対する虐待についても、解決しなければならない暴力であり、未然防止と根絶に向けた取組みを進めていかななくてはなりません。

東日本大震災での経験を活かし、防災における男女共同参画や女性の視点を積極的に取り入れ、性別や性自認にかかわらず、すべての市民が安心できる防災体制を推進していくことも大切です。

本市では、2017年度にセーフコミュニティの認証を取得し、また、2019年度にはSDGs 未来都市に選定され、より一層、安全・安心な暮らしの実現に向けた取組みを推進していきます。

今後についても、社会状況の変化を注視しながら、各施策で柔軟に対応し支援を継続する必要があります。

施策の方向性1

男女共同参画の視点を取り入れた健康支援

基本指標

項目	現況値	目標値 (2033年度)
思春期保健事業を実施した中学校の数【こども家庭課、保健所保健・感染症課】	17校	22校
心と身体の健康に関する講座の受講者数【ダイバーシティ推進課、保健所保健・感染症課】	224人 (2024年度実績)	300人

基本施策1

リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解促進

リプロダクティブ・ヘルス・ライツについての意識の浸透を図るため、性についての正しい知識や認識を深めるための学習機会の提供に努めるとともに、学校教育においても正しい知識を身につけるための性教育の充実を図ります。

妊娠、出産に関する女性の自己決定権についても、正しく理解が進むよう情報提供を進めます。

具体的取組	担当課
性について正しい知識や認識を深めるための学習機会の充実	ダイバーシティ推進課 保健所保健・感染症課 中央図書館
学校における性教育の充実【再掲】	学校管理課
思春期保健事業の充実	保健所保健・感染症課 こども家庭課

基本施策2

生涯を通じた心と身体の健康づくり

市民の健康の保持増進のため、各世代のライフステージに合わせた健全な食生活の実践や正しい生活習慣の習得を図るため、健康教室等での周知啓発に努めるとともに、放射線の見える化等による情報提供をはじめ、ストレスの解消や心の健康に目を向け、意識啓発と相談体制の充実を図ります。

また、健康寿命の延伸のため、個々の体力に応じた運動やレクリエーション等の普及啓発にも取り組みます。

具体的取組	担当課
健康の保持増進に関する情報提供の充実	健康長寿課 保健所健康づくり課
心の健康づくり	保健所保健・感染症課
運動、レクリエーションの普及啓発	スポーツ振興課 生涯学習課

施策の方向性2**あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援****基本指標**

項目	現況値	目標値 (2033年度)
パワハラ、ストーカー等の被害にあった場合の相談窓口を知っている人の割合【ダイバーシティ推進課】	29.7% (2024年度市民意識調査)	50%
パワハラの被害にあったことがあると答えた人の割合【ダイバーシティ推進課】	22.0% (2024年度市民意識調査)	10%以内
DV防止に向けた広報・啓発の回数【ダイバーシティ推進課、こども家庭課】	2回 (2024年度実績)	年10回
DV被害を受けたことがあると答えた女性の割合【ダイバーシティ推進課】	9.6% (2024年度市民意識調査)	5.0%以内
ひとり親家庭に対する各種支援制度の情報提供の実施回数【こども家庭課】	6回 (2024年度実績)	年6回
困難を抱える女性やDV被害者への支援に関する広報・意識啓発件数【ダイバーシティ推進課】	—	2回

基本施策1**ハラスメント防止対策の推進**

職場、地域、学校などにおけるパワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメントを防止するための広報活動を推進するとともに、被害者を支援し、総合的な解決を図るため、相談体制の充実を図ります。

具体的取組	担当課
ハラスメント防止のための広報、啓発活動の充実	ダイバーシティ推進課
男女共同参画センターにおける相談体制の充実	ダイバーシティ推進課
ハラスメント防止対策の推進	職員厚生課 産業雇用政策課 ダイバーシティ推進課

基本施策2**安心して相談できる支援体制の充実**

困難な問題を抱える女性やDV被害者が安心して相談できるよう相談窓口の周知に努めます。また、関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性やDV被害者に対する適切な相談・対応ができる体制づくりに努めます。

具体的取組	担当課
女性相談支援員による支援	こども家庭課
配偶者暴力相談支援センターでの支援	こども家庭課
支援調整会議の設置	こども家庭課

基本施策3**困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護と自立を支援する環境の整備**

困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全確保を図るため、関係機関と情報の共有と情報管理の徹底に努めるとともに、自立に向けては様々な課題を有していることから、関係機関と連携し、自立した生活につなげていくように努めます。

具体的取組	担当課
困難を抱える女性やDV被害者への支援に関する広報・意識啓発の充実	ダイバーシティ推進課
困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護	こども家庭課
保護命令制度等司法手続きについての支援	こども家庭課
困難な問題を抱える女性やDV被害者の自立支援	こども家庭課
生活困窮世帯の支援と子どもの貧困対策の充実	保健福祉総務課 こども総務企画課 学校教育推進課
ひとり親家庭に対する支援策の充実・強化	こども家庭課
ひとり親家庭の自立に向けた支援	保健福祉総務課 こども家庭課
各種子育て支援制度の利用促進	こども総務企画課 子育て給付課 こども家庭課 保育課
子育てに関する情報及び学習機会の提供	こども家庭課 生涯学習課

基本施策4**女性等に対する暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及**

女性に対する暴力や児童、高齢者、障がい者等に対する虐待の未然防止及び根絶に向けた正しい理解を普及させるため、広報・啓発活動の充実を図ります。

具体的取組	担当課
DV防止に関する広報・意識啓発の充実	ダイバーシティ推進課 こども家庭課
若い世代に対するDV防止の啓発強化	ダイバーシティ推進課 こども家庭課
家庭内等における虐待の防止	障がい福祉課 地域包括ケア推進課 こども家庭課

施策の方向性3

安全・安心なまちづくりの推進

基本指標

項目	現況値	目標値 (2033年度)
セーフコミュニティの認知度 【セーフコミュニティ課】	46.7% (2024年度セーフコミュニティ市民意識調査)	50%
郡山市防災会議の女性委員の割合 【防災危機管理課】	14.0% (2024年4月1日現在)	16%以上

基本施策1

セーフコミュニティ活動の推進

「事故やけがは原因を究明することで予防できる」という理念のもと、安全・安心に関わるさまざまな分野の垣根を越え、幅広い組織の協働、連携のもとでセーフコミュニティ活動を市民総参加により進めていきます。

具体的取組	担当課
セーフコミュニティの理念に基づいたまちづくりの推進	セーフコミュニティ課
安全なまちづくりに向けた施設、環境整備の推進	セーフコミュニティ課 5R推進課 道路保全課

基本施策2

女性の視点を取り入れた防災体制の整備

安全・安心の防災体制を確立するため、災害時に男性と女性では受ける影響に違いが生じることに配慮し、誰もが安心して避難できるよう防災に女性の視点を取り入れるとともに、防災体制における男女共同参画の推進を図っていきます。

具体的取組	担当課
女性消防団員の育成	防災危機管理課
女性の視点を取り入れた避難所開設マニュアルの整備	防災危機管理課